平成２３年（フ）第５３１５号
大阪府高槻市津之江町１丁目77番14号
債務者　安田　妙子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３２０号
大阪府門真市打越町９番６号
債務者　後藤田裕一郎
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３２１号
大阪府茨木市新堂３丁目４番19号
債務者　芝　　秀子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３２６号
大阪市福島区海老江８丁目12番13号
債務者　山下　隆広
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３２７号
大阪府守口市寺内町１丁目12番18号
債務者　長角　法明
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２４号
北海道小樽市奥沢４丁目２番４号、前住所北海道小樽市新光３丁目３番３号
債務者　末満　俊子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１２９号
北海道余市郡余市町黒川町12丁目29番地14ハイツＨＩＲＯＹＡ101号室、前住所北海道余市郡余市町黒川町２丁目209番地
債務者　工藤　　暁
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１３４号
北海道小樽市末広町４番15号　小泉方
債務者　藤澤　真吾
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１８号
北海道檜山郡江差町字水堀町23番地
債務者　水野　千勢
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第５２号
青森県三戸郡新郷村大字戸来字荒巻２番地１
債務者　長根　光雄
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第５８号
山形県酒田市駅東２丁目18番地の14　シェラトン・サウス2108号、前住所山形県酒田市幸町２丁目２番11号
債務者　齋藤　美晴
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第８７号
福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西136番地の15、前住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西21番地の35
債務者　河野　　十
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
福島県会津若松市桜町19番地　アーチストハウス203号室　加藤久代方、住民票上の住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西136番地の15
債務者　河野　健一
1　決定年月日時　平成23年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
群馬県高崎市菅谷町77番地106　ライフケアすがやⅡ
債務者　布澤　清也
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１００６号
埼玉県川口市前川３丁目４番１―402号　中銀蕨マンシオン
債務者　玉置　清正
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５０号
埼玉県戸田市中町１丁目12番地の５　メゾンソレイユ306号室
債務者　高橋　一義
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４６３号
埼玉県富士見市諏訪２丁目15番16号　エクセルエイト102
債務者　津崎　陽子
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部